



アプローチレター



令和3年4月号NO.29

寒さも落ち着き、お日様の下で体を動かしたくなる季節になりました。なかなか外出したくてもできない方におすすめしたいのが「日光浴」です！日光浴の効果は

- ①骨粗しょう予防
- ②認知症予防
- ③糖尿病予防
- ④免疫力の向上 ...などなど

日光浴をすることで体内にビタミンDが取り込まれます。このビタミンDがカルシウムのバランスを整え、骨などの健康を保っているんです。ぜひ午前中、15～30分お日様を浴びてみてください。手のひらにあてるだけでも効果ありますよ！免疫力を上げて、心も体も健康に過ごしましょう！

アプローチレター制作委員会



【インデックス】

1. コラム～当方代表が交代で書きます・語ります！～
2. 特集ハンコの要らない時代がくる?!
～商業登記・印鑑提出の任意化～
3. アプローチ相談室
4. アプローチ女子会
5. アプローチからのお知らせ
6. アプローチ外部講師派遣のご案内
7. アプローチメンバーズクラブ（AMC）のご案内

【担当】

- | |
|-------|
| 安立 裕司 |
| 西田 咲 |
| 鈴木 友子 |
| 濱崎 和香 |
| 三浦 千穂 |

1. コラム 「 人生の宿題 」

最近、「認知症になったらどうなるの?」という質問を受けることが多いので、認知症のリスクについて話をします。

認知症に伴うリスクの一番大きなものは「契約行為などができなくなる」ということです。

契約ができなくなるということは、売買、贈与、お金を借りる契約、担保設定、リフォーム、任意後見契約、施設入所、その他、契約と名のつく行為ができなくなるということです。

あと、遺言作成や養子縁組等もできなくなります。

実務の現場では、子供が親の不動産を売りたいと活動したときや遺言作成時に、この問題が顕在化することが多く、親と会ってみると、全く意思疎通ができなくて、結局、売却や遺言作成ができないということになります。子供達がどんなに困っていても、できないものはできないこともあり、司法書士として心が痛む場面です。なので頭がしっかりしているうちに対策をすることが必要。

その代表的な例は次の三つ。

- ①遺言作成
- ②民事信託
- ③任意後見契約

「まだ早い」ではなく「もうやった」。

めんどくさいことだからこそ、早くやっておきましょう。

夏休みの宿題みたいなもの。

後で後悔しないためにも、人生の宿題は早く終わらせて、自分の思い通りの人生を全うして欲しいと思います。



安立裕司

2. 特集 ハンコの要らない時代がくる?! ～商業登記・印鑑提出の任意化～

担当：西田 咲

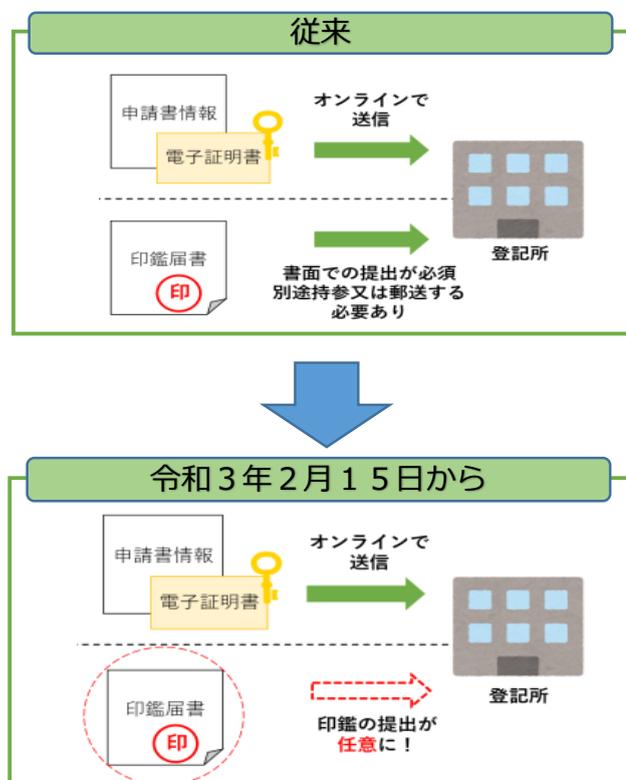
「押印を廃止しよう！」という社会の流れが加速していますね。日本のハンコ文化はとても古く、印鑑を登録するという制度は、なんと江戸時代まで遡るとのこと。

ところで、令和3年2月15日に商業登記規則等の一部を改正する省令が施行されました。これにより、これまで義務付けられていた、いわゆる「会社の実印」の法務局への届出が任意になります。これからは、「印鑑を届出していない会社」も存在しうることになります。そこで今回は、印鑑の提出任意化をめぐる主な改正点についてご紹介します。

1. 印鑑の提出の任意化

令和3年2月15日以降、登記の申請をオンラインで行う場合（電子証明書を付ける場合）は、法務局への印鑑の提出が任意になりました。

ただし、登記の申請を書面で行う場合（オンライン申請の場合でも、委任状を書面で提出する場合を含みます）は、法務局に提出している印鑑（以下、届出印）を押印する必要があるため、これまでと同様、印鑑の届出が必要です。



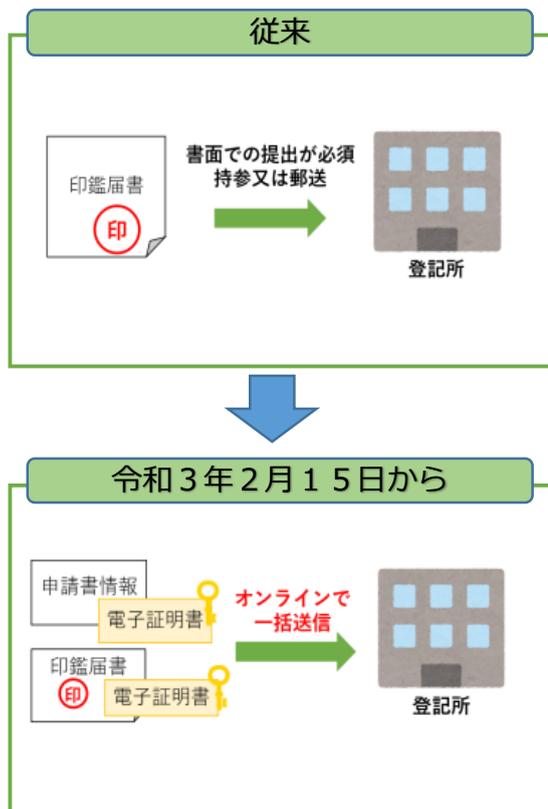
登記の申請をオンラインで行う場合は、登記所への印鑑の提出が任意になります。

※書面での申請の場合は、令和3年2月15日以降も、従来どおり印鑑の提出が必要です。

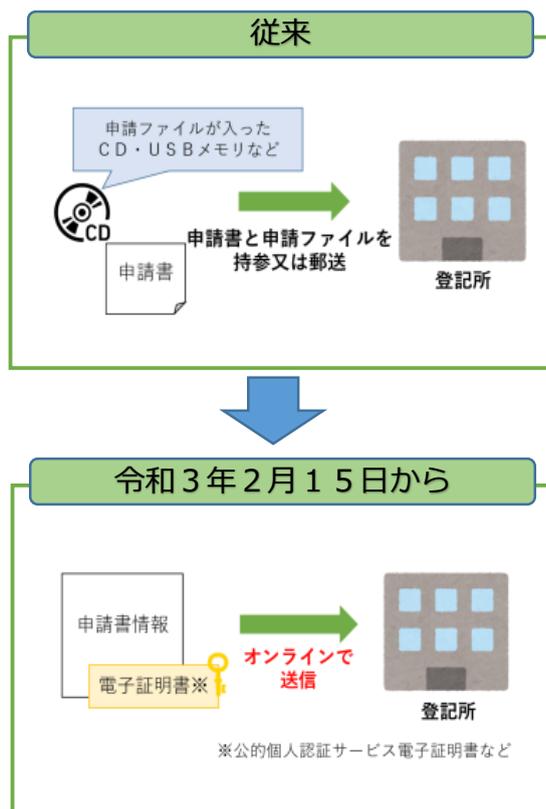
2. オンラインによる印鑑の提出及び商業登記電子証明書の請求

印鑑を届け出る場合でも、オンラインによる登記申請と同時に行うのであれば、印鑑の提出及び廃止の届出がオンラインで行えます。また、商業登記電子証明書の請求も、オンラインで行えるようになりました。

○オンラインによる印鑑の提出



○オンラインによる商業登記電子証明書の請求



印鑑の提出及び商業登記電子証明書の請求がオンラインでできるようになります。
※印鑑届書のオンラインでの提出は、登記の申請と同時にする場合のみ可能です。

そもそも電子署名とは？

民事訴訟法第228条第4項は、「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」としています。しかし、電子文書の場合は、物理的な署名又は押印をすることができません。そこで、電子署名法で定める要件を満たす電子署名（①署名者本人が作成したことが確認できるもの②改ざんが行われていないかどうかを確認できるもの（電子署名法第2条））をすることにより、真正に成立したものと推定され（同第3条）、民事訴訟法第228条第4項に対応しています。

3. 使用することができる電子証明書の拡大

オンラインでの登記申請や印鑑証明書の請求を行う際の電子証明書について、商業登記電子証明書だけでなく、マイナンバーカードに格納した公的個人認証サービスの電子証明書、セコムパスポートなども使用できるようになります。

4. まとめ

「もう印鑑なんて要らないのでは？」と思ったりもしてしまいがちですが、押印そのものをやめるということと、電子署名にシフトするということとは、やや論点が異なります。前者は、押印の不要なものについての議論であり、後者については、現実の押印に代えて電子署名をするというものです。電子証明書にもそれなりの手間や費用がかかったり、実態のないものへの不安感もあって、印鑑が全くなくなるということはないと思います。実印の押印が求められるようなものについては、今後も残っていくのではないのでしょうか。「ハンコ文化」の良いところは残しつつ、デジタル化社会にもしっかり対応していきたいですね。

3. アプローチ相談室～皆様からのちょっとした疑問・質問にお答えします～

担当： 鈴井 友子

Q 私達夫婦は二人とも70代になります。子供がおらず共に両親を亡くしています。財産は私名義の自宅と車、預貯金、証券が少しあります。妻は預貯金があります。私が亡くなった後の相続で妻が苦労するのではないかと心配です。財産はすべて妻に相続して欲しいと考えていますが、今からできる対策がありますでしょうか？



相談者様だけではなく、相続人間で争いが起きやすい、いわゆる「争族」になりやすいケースです。奥様と相談者様の御兄弟が相続人となり、不動産やその他の財産について遺産分割協議をすることは難しい場合が多いようです。

70代ということですので、お元気なうちに、「奥様に相続させる。」という相談者様の御意思を遺言にされることをお勧めします。相談者様のご兄弟には遺留分がないので、遺言書があれば、奥様が単独で相続することができます。

遺言書には①公正証書遺言、②自筆証書遺言、③法務局での自筆証書遺言保管制度を利用する自筆証書遺言、④秘密証書遺言 の4種類がありますが、①の公正証書遺言をお勧めします。

公証人が内容に問題がないかチェックしてくれるので安心ですし、自筆証書遺言の場合に必要な家庭裁判所の検認手続きも不要ですので、奥様の手続きの負担が軽減されます。

また、相談者様よりも奥様が先に亡くなられた場合、ご自身の財産をどのようにされたいかを記載されることをお勧めします。

併せて、同じように奥様も遺言書を作成されることをお勧め致します。

最後に、遺言は、財産についてだけではなく、他にも伝えたい御意思や思いを盛り込むことができます。ご夫婦で作成されることを御検討してみたいかがでしょうか？

無料 相続・遺言 相談会実施中



0120-512-432



4. アプローチ女子会～アプローチの女子社員が、とにかく好きに書きます～

担当：濱崎 和香

コロナ禍と言われてはや一年ほどが経過しました。

新しい生活様式やら、緊急事態宣言やらで思う様に人と会うこともかなわず、退屈されている方、反対にオンライン飲み会等を楽しまれる方様々いらっしゃると思います。

いつもなら、女子会の模様をお伝えするこのコーナーも緊急事態宣言下の為女子会の開催はかなわず…。

ならばいっそ一人で出来ることはないか？一人カラオケ、一人ファミレス、一人焼き肉、一人テーマパーク、一人キャンプ…。

色々考えた結果、安くて近くて公共交通機関で行ける、名古屋でもっとも標高の高い東谷山に一人登山に行つて来ました。

標高198m、頂上まで約45分で行けるとのことで、たかをくくっておりました…。

階段があるので若干上り易くなっているとはいえ、なかなかの傾斜の道をひたすら登り息切れしながら、子供に抜かされ、家族連れに抜かされ、汗だくの自分を自分よりはるかに年上の方から笑われながらの登頂となり、日頃の運動不足を痛感しました。

コロナ禍で外出できず退屈なかつた、運動不足のかた、是非近くで自然を感じてみてください！



5. アプローチからのお知らせ

この度、司法書士法人アプローチでは、より多くの皆様の相続に関するお悩みを解決できればとの思いから、相続・遺言・遺産整理・生前対策に関する「無料個別相談会」を毎月第三水曜日（13時～16時）に開催させて頂くことになりました。

私たちは皆さまの身近な法律のプロとして、無料相談から親身に対応させていただきます。お悩みの解決に当事務所の無料相談会をご利用頂ければ幸いです。

お申込みはお電話・メールにてお待ちしております！

お電話：0120-512-432

メール：miura@approach.gr.jp



6. アプローチ外部講師派遣のご案内

当事務所には司法書士・行政書士10名が在籍しており、年間1000件を超える決済立会業務をはじめ、さまざまな業務を各自幅広く取り扱っております。

これらの経験を活かして、今までお知り合いの方からのご依頼やご紹介で、講師派遣やセミナー開催等を行って参りましたが、これからはもっと皆様にお役に立つ為、ご要望があればどんどん積極的に講師派遣を行っていかうと考えております。

社内研修・社外向けセミナー等、講師内容については、ご要望に沿えるように致します。

休日のご依頼も、ご相談に乗りますので、ぜひお気軽にご相談下さい。

【例】

1. 新発見?! 謄本の見方・使い方
2. 今さら聞けない登記手續のキソの基礎
3. 相続勉強会(初級・中級・上級 編)
4. 最大限あなたの希望を叶える! 遺言の作り方
5. "株式会社"だけじゃない! 会社設立のツボ教えます。
6. 失敗事例から学ぶ事業承継
7. これで安心。終活セミナー～任意後見契約・死後事務委任契約・リビングウィル・遺言～等



7. アプローチメンバーズクラブ (AMC)のご案内

司法書士法人アプローチは、「もっと身近な事務所」となるために、「アプローチメンバーズクラブ (AMC)」を発足いたしました。

皆様に少しでも安心をご提供できるように、当事務所を身近にご利用頂けるよう入会特典をつけさせて頂いております。この機会にご入会下さい。

入会10大特典

入会金11,000円 ※ 退会自由。年会費等は一切かかりません。

無 料 特 典	1 特製ブック等プレゼント (非売品)	入会者に対し、アプローチ特製ブック等をプレゼントします。 「相続ブック」「エンディングブック」「卓上カレンダー」など、今後発行するすべての特製ブック等をプレゼントします。
	2 相談権	年2回まで相談無料。3回目から有料(1時間5,000円・税別)となります。
	3 お役立ち情報提供	セミナー開催のお知らせ、アプローチレターの提供(発行時) その他お役立ち情報の提供
	4 セミナー参加権	当事務所主催の有料セミナーに無料でご参加頂けます。 無料セミナーも当然お知らせいたします。 外部セミナーにもご招待します。
	5 各種専門家紹介	司法書士の業務範囲外のご相談につきましては、適切な専門家(弁護士・税理士・不動産仲介等)をご紹介します。
	6 紹介割引	メンバーのご紹介の方は次の通りとさせていただきます。 ・初回相談無料 ・個別業務10%OFF
割 引 特 典	7 個別業務割引	今後、当事務所に業務をご依頼される際は、当事務所規定の報酬の10%OFF
	8 財産管理表の作成	通常料金50,000円・税別～を50%OFF
	9 顧問契約割引	当事務所又は当事務所提携弁護士事務所との顧問契約料を10%OFF
	10 相続税シュミレーション	当事務所提携税理士事務所による相続税シュミレーション料を10%OFF

※各種割引を適用させて頂く為、ご依頼の際はAMC会員様である旨をお申し出下さいませようお願い致します。

※各種セミナー開催のお知らせ、その他お役立ち情報につきましては、メールアドレスをご記入して下さった方だけに配信させて頂きます。

〒460-0003名古屋市中区錦二丁目2番13号 名古屋センタービル8階

司法書士法人アプローチ

Tel(052)228-0713 Fax (052)228-0714

http://www.approach.gr.jp ✉ soudan@approach.gr.jp

